

徳島県規則第三十一号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の一号を加える。

三百五十五の十二 地方卸売市場認定申請手数料

別表第一徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の項に次の二号を加える。

五百四十一及び五百四十二 削除

別表第一徳島県卸売市場条例（昭和四十七年徳島県条例第十六号）の項を削る。

附 則

1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年徳島県条例第三十七号）附則第二項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項第三百五十五号の十二の規定の例により徴収する。